

障がいのある方は生活する様々な場面で不自由を感じることがあります。どのような配慮や支援が必要なのかを知り、障害への理解を深めていきましょう。



12月3日～9日は

障害者週間

「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止が、事業者も努力義務から法的義務へ！

障害者差別解消法の一部が令和3年5月に改正され、行政機関だけでなく事業者にも「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の禁止が義務づけられました。



障害者差別解消法ってどんな法律？

障がいのある人への差別をなくすことで、障がいのある人もない人も人格と個性を尊重し合いながら共に生きる社会をつくることを目指しています。

障害者差別解消法で求められていること

①不当な差別的取扱いの禁止

正当な理由なく、障がいがあるということを理由に、サービスなどの提供を拒否したり、制限したりしてはいけません。
例えばこんなとき…

- ・車椅子なので店に入れない。
- ・必要がないのに保護者や介護者の付き添いを求める。

②合理的配慮の不提供の禁止

障がいのある方から何らかの配慮を求められたとき、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁※を取り除くために必要な対応が求められます。

※社会的障壁って？

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送るうえで障壁となるもの
例えば…利用しづらい設備・施設や制度、障がいのある方を意識していない慣習・文化、障が

いのある方への偏見 など
こんな合理的配慮が求められています！

～身近でできる合理的配慮～

- ・車椅子の方が乗り物に乗るときに手助けをする。
- ・筆談や読みあげなど、コミュニケーションの方法を工夫する。



●ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から分からなくても、援助や配慮を必要としていることを周囲の方に知らせることができるマーク・カードです。ヘルプマークなどを身につけた方を見かけた場合は、思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク



ヘルプカード

●困ったときは

障がいのある方で不当な差別的取扱いを受けたり、合理的配慮を提供してもらえなかったりしたなど、困ったときは相談してください。

・日常生活における困りごとなどの相談はひがしうら相談支援センターへ ☎38-5035 ☎34-6618

相談先・問い合わせ 障がい支援課 内線163

利用できる 障害福祉サービス

●申請・問い合わせ 障がい支援課 内線162

障害福祉サービスは、障がいのある方ができるだけ地域で自立した生活が送れるように支援します。



主なサービスと利用方法

介護給付

障害程度が一定以上の人に生活上または療養上に必要な介護を行います。

例:居宅介護(ホームヘルプ)、療養介護、施設入所支援 など

訓練等給付

身体的、社会的なリハビリテーションや、就労につながる支援を行います。

例:自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援 など

地域相談支援

地域で生活するための支援を行います。

例:計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援

障害児通所支援

日常の基本的な動作の指導や生活能力向上に必要な訓練などを行います。

例:児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援

地域生活支援事業

地域生活を円滑に送るために町が自主的に取り組む事業です。

例:相談支援事業、日常生活用具の給付、意思疎通支援 など

サービスを利用するには

①相談・申請 ※役場障がい支援課または各相談支援事業所へ相談

②サービス等利用計画案の作成依頼(相談支援事業所へ依頼)

③認定調査・聞き取り調査

④医師意見書などの提出

⑤障害支援区分認定審査会

⑥障害支援区分の認定

⑦サービスなど利用計画案の提出

⑧障害福祉サービスなどの支給決定・受給者証の交付

⑨サービス事業所と契約

サービスの利用

●費用 費用のうち原則1割が自己負担(所得により月額上限額の設定あり)

●その他

・介護保険の対象者は介護保険サービス利用が優先

・難病など、対象疾病(厚生労働省が定める366疾病)による障がいがある方は、身体障害者手帳の所持の有無にかかわらず、必要と認められた障害福祉サービスなどの受給が可能。対象と

なる疾病や申請手続きなど詳細は問い合わせ先へ

●申込み サービスの利用は事前の申請や審査など手続きが必要。問い合わせ先へ相談してください。詳細は、町ホームページへ